

# 倫理委員会議事次第

(第96回 2025年4月3日(木) 13:00~14:50)

## I 開会

## II 議題

### 審議事項

1. 倫理規則改正及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」について  
【資料1-1~1-3】

### 報告事項

1. IESBA 3月会議報告について  
【資料2】
2. サステナビリティに関する倫理規則について  
【資料3】
3. 会員からの職業倫理相談状況について  
【資料4】

## III 閉会

以 上

資料	資料No.
有識者懇談会報告（直前差し替え版）	1-1
倫理規則_新旧対照表	1-2
倫理規則_コメント対応表	1-3
IESBA202503 会議報告	2
倫理規則コメント対応表（直前差し替え版）	3
会員からの職業倫理相談状況	4

2025年4月3日  
第96回倫理委員会  
配付資料No. **2**

# IESBA 3月会議報告

2025/4/3



# IESBA会議（2025年3月）の概要

---

- 2025年3月10日から12日の3日間にて、ニューヨークで実施した。ボードメンバー17名中16名が対面で、1名がオンライン形式で参加した。
- 2024年12月末に2名のボードメンバー（米国2名）が退任し、2025年初より2名のボードメンバー（米国、ナイジェリア）が就任した。会計実務家は17名中5名で変わらず。
- 次回の会議予定：2025年6月9日から12日までの計4日間の日程で、ニューヨークにて対面形式で開催される。

# 会議の内容

---

- 集団投資ビークル (Collective Investment Vehicles: CIV) 、年金基金及び投資会社コンプレックス (Investment Company Complexes: ICC)
- 会計事務所等の文化及びガバナンス
- 新規課題・アウトリーチ委員会 (Emerging Issues and Outreach Committee: EIOC)
- 採用と実施(Adoption & Implementation: A&I)
- IAASBとの連携
- IESBAのコミュニケーション
- テクノロジー

# CIV、年金基金及びICC

---

- 今回の会議では、集団投資ビークル（CIV）及び年金基金（合わせて「投資スキーム」）の監査における独立性に関するコンサルテーション・ペーパー（CP）が承認された。
  - ▶ 3月31日付けで公表された（コメント募集期間：6月30日まで）。
- 上場企業等の監査人を想定している現行のIESBA倫理規程では、投資スキームの監査人の独立性が十分にカバーされているのかという懸念を、特に各国当局が持っている。
- IESBAはCPの公表により、投資スキームに「繋がりのある当事者（Connected Parties）」が関与する場合の投資スキームの監査における監査人の独立性に関する問題について意見を求めている。
- このCPは、IESBA倫理規程がそのような監査に十分に明確で目的に適合しているかどうかの検討に役立つことを目的としている。
- 会議では、CPの回答者を職業会計士以外の利害関係者も含めることを想定して議論し、質問文の内容・表現の修正が行われた。
  - ▶ IESBAは、CPにおいて、金融業界の代表者、監査法人、専門家、投資家、規制当局や、各法域の基準設定主体など、あらゆる関係者からのコメントを歓迎している。

# CPの質問事項

- CPの質問事項（2025年3月31日公表確定版）は以下のとおり。

Original	和訳
<p><b>Question 1</b> Does the Code’s definition of related entity capture all relevant parties that need to be included in the auditor’s independence assessment when auditing CIVs/pension funds? Please provide reasons for your response.</p>	<p><b>質問1</b> IESBA倫理規程における「関連事業体」の定義は、CIV/年金基金の監査を行う際に監査人の独立性評価に含める必要がある全ての繋がりのある当事者を網羅しているか？ 回答に当たってはその理由も記載されたい。</p>
<p>The questions in this Section pertain to audit of a CIV/pension fund where a Connected Party to the Scheme meets the criteria set out in paragraph 35, i.e., the Connected Entity is:</p> <ol style="list-style-type: none"><li>Responsible for its decision making and operations;</li><li>Able to substantially affect its financial performance; or</li><li>In a position to exert significant influence over the preparation of its accounting records or financial statements.</li></ol>	<p>本セクションの質問は、スキームに繋がりのある当事者がCPの第35項に定める規準を満たす場合のCIV/年金基金の監査に関するものである。すなわち、繋がりのある事業体が</p> <ol style="list-style-type: none"><li>その意思決定及び業務に責任を負う者である。</li><li>その財務実績に実質的な影響を与えることができる者である、又は</li><li>その会計記録若しくは財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす立場にある者である。</li></ol>

Original	和訳
<p><b>Question 2</b> Do you believe the criteria set out above are appropriate and sufficient to capture Connected Parties that should be considered in relation to the assessment of auditor independence with respect to the audit of a CIV/pension fund? Please provide reasons for your responses.</p>	<p><b>質問2</b> CIV/年金基金の監査における監査人の独立性の評価に関連して考慮すべき関係当事者を特定する上で、（CPに記載の）上記の規準が適切かつ十分であると考えているか？ 回答に当たってはその理由も記載されたい。</p>
<p><b>Question 3</b> Where there are such Connected Parties, do you believe that the application of the conceptual framework in Section 120 of the Code is sufficiently clear as to how to identify, evaluate and address threats to independence resulting from interests, relationships, or circumstances between the auditor of the CIV/pension fund and the Connected Parties? If not, do you believe the application of the conceptual framework in the Code warrants additional clarification? Please provide reasons for your response.</p>	<p><b>質問3</b> このような繋がりのある当事者が存在する場合、CIV/年金基金の監査人と繋がりのある当事者との間の利害、関係又は状況から生じる独立性の阻害要因の識別、評価及び対処方法について、IESBA倫理規程セクション120における概念的枠組みの適用が十分に明確であると考えているか？ そうでない場合、倫理規程の概念的枠組みの適用について、さらなる明確化が必要であると考えているか？ 回答に当たってはその理由も記載されたい。</p>



Original	和訳
<p><b>Question 4</b> Do you believe that the conceptual framework in Section 120 of the Code is consistently applied in practice with respect to the assessment of auditor independence in relation to Connected Parties when auditing a CIV/pension fund? Please provide reasons for your response.</p>	<p><b>質問4</b> CIV/年金基金の監査において、繋がりのある当事者に関する監査人の独立性の評価に関して、IESBA倫理規程のセクション120に定められた概念的枠組みが、実務において整合性をもって適用されていると考えるか？ 回答に当たってはその理由も記載されたい。</p>
<p><b>Question 5</b> Do you believe certain interests, relationships, or circumstances between the auditor of a CIV/pension fund and its Connected Parties should be addressed, or specifically prohibited, to maintain the auditor's independence when auditing the CIV/pension fund? Please provide reasons for your response.</p>	<p><b>質問5</b> CIV/年金基金の監査を行う際、監査人の独立性を保持するために、CIV/年金基金の監査人とその繋がりのある当事者との間の特定の利害、関係又は状況について、対処すべき又は明確に禁止すべきだと考えるか？ 回答に当たってはその理由も記載されたい。</p>
<p><b>Question 6</b> Does your jurisdiction have requirements or guidance specific to audits of CIVs/pension funds from an auditor independence perspective? If so, please provide details.</p>	<p><b>質問6</b> 貴法域では、監査人の独立性の観点から、CIV/年金基金の監査に関する要求事項やガイダンス等を定めているか？ 定めている場合は、詳細を記載されたい。</p>

## 会計事務所等の文化及びガバナンス（1/2）

---

- 2025年1月に、ワーキング・グループ（WG）作成の最終報告書（Final Report）が公表された。今回の会議では、3～4月に開催のラウンドテーブル及び今後作成する非公式文書（NAM）に関して議論が行われた。
- ラウンドテーブルの開催スケジュールは以下のとおり。
  - ▶ 3月13日：アメリカ・ニューヨーク
  - ▶ 3月20日：オーストラリア・メルボルン
  - ▶ 3月24日：ベルギー、ブリュッセル
  - ▶ 4月2日：アフリカ地域対象（オンライン）
  - ▶ 4月3日：ラテンアメリカ地域対象（オンライン）
  - ▶ 4月28日：マレーシア・クアラルンプール
- ボードメンバーは、ラウンドテーブルにおいてどのような利害関係者からどのような観点で意見を求めるのがよいか意見を求められた。

## 会計事務所等の文化及びガバナンス（2/2）

### 今後のスケジュール

NAM  
の  
公  
表

2025年1月	最終報告書及び要約文書の公表
2025年3～4月	グローバル・ラウンドテーブル
2025年10月	SACミーティング
<b>2025年12月</b>	<b>IESBA倫理規程公開草案の承認</b>
2026年9月	コメント分析及び公開草案後の初読
2026年10月	SACミーティング
<b>2026年12月</b>	<b>IESBA倫理規程改訂案の承認</b>

## 新規課題・アウトリーチ委員会（EIOC）

---

- 近年プライベート・エクイティ（PE）によるネットワーク・ファームへの投資が全世界で広まっており、2024年9月の時点では150社程度だったものが、直近では300社を超えている。
  - ▶ 日本では規制上困難であり、そのような投資は行われていない。
- ボードメンバーは、経済的リターンやエグジット戦略ありきを前提とするPEによる、ネットワーク・ファーム（グループ・ファーム）への投資が、ファームの公益性や監査・保証の独立性にどのような影響を及ぼし得るか、またファームがどのような対応を取るべきかについて意見を求められた。

## 採用と実施(A&I) (1/2)

---

WGは、IESBA倫理規程のA&Iについて2つのフェーズを提案した。

- フェーズ1：サステナビリティ及び専門家の利用に関する倫理規程のA&Iを実施
  - ▶ 規定の改訂や結論の背景だけではなく、FAQ、導入ガイドやビデオコンテンツなど、多様な公表物を作成する。
  - ▶ 国際会計士連盟（IFAC）、国際監査・保証基準審議会（IAASB）、国際認定フォーラム（IAF）、各法域の規制当局や基準設定主体などの多様な利害関係団体と連携・協力を行う。
- フェーズ2：その他のIESBA倫理規程全般に関する広範的A&Iに取り組む。

## 採用と実施(A&I) (2/2)

---

- A&Iのための追加的対応
  - ▶ サステナビリティに関するIESBA倫理規程のうち、バリューチェーン及びグループ保証業務に関するFAQを2025年4月上旬に他の論点より先行して公表
  - ▶ 投資家及びコーポレート・ガバナンスに関するコミュニティ向けの指針及びサステナビリティに関するIESBA倫理規程の禁止事項をまとめた資料を新たに作成し、2025年第2四半期までに公表
- IESSA実施モニタリング助言グループ (IIMAG) のTerms of Reference承認
  - ▶ 各国のサステナビリティに関する倫理規程の円滑な導入を支援するために、「IESSA実施監視メカニズム」を構築することを議論し、Terms of Referenceが承認された。
  - ▶ IIMAGのメンバーは、ファーム等で独立性に関する業務を行っている者、適合性評価担当者、各国の基準設定主体、職業会計士団体、認定機関、規制当局等の多様な利害関係者で構成することとなる。
- IAFとの連携



2025年4月3日  
第96回倫理委員会  
配付資料No. **4**

# 会員からの職業倫理相談状況 (前回の倫理委員会以降)

2025/4/3





# 会員からの職業倫理相談状況（2025年3月）

- 2025年3月26日：2件
- 相談カテゴリー
  - ローテーション（2件）

作業部会 審議日		相談事項
3月26日	①	新規上場会社におけるローテーションについて
	②	会長通牒2020年第1号「担当者（チームメンバー）の長期的関与とローテーション」における業務執行社員のローテーションについて

●● 信頼の力を未来へ  
jicpa

◆ 日本公認会計士協会